

後期高齢者医療

被保険者証と保険料決定通知書を送付

被保険者証を送付

後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ7月中旬に、被保険者証(紫色)を送付します。

保険料の決定と支払い方法

平成26年度保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。保険料は均等割額と

**【保険料の算定方法】**

保険料(限度額 57万円)

均等割額 (被保険者1人当たり) 47,480円

所得割額

総所得金額等(基礎控除額 33万円) × 9.17%

**【表1】 均等割額の軽減**

軽減割合	軽減の要件
9割	8.5割軽減に該当する世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない世帯の人
8.5割	世帯の総所得金額等の合計額が33万円以下の人
5割	世帯の総所得金額等の合計額が、基礎控除額(33万円)+24万5千円×被保険者数
2割	世帯の総所得金額等の合計額が、基礎控除額(33万円)+45万円×被保険者数

※世帯…被保険者全員と世帯主

**■ 所得割額軽減措置**  
総所得金額から33万円を引いた金額が58万円以下の人…5割軽減

**【表2】 1カ月の自己負担限度額**

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%(*1) [44,400円](*2)
一般	12,000円	44,400円
低所得	II	8,000円
	I	15,000円

※1 「+1%」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算  
 ※2 [ ]内は後期高齢者医療制度において、過去12カ月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合の4回目以降の額  
 ※所得区分  
 ・現役並み所得者…窓口負担割合が3割の人  
 ・一般…窓口負担割合が1割で低所得IIとI以外の人  
 ・低所得II…世帯員全員が住民税非課税の場合  
 ・低所得I…世帯員全員が住民税非課税、かつ所得(必要経費等控除後)が0円の人

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。  
**【減額される要件】**  
 ▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。  
 ▽平成27年12月31日までに、現行の耐震基準に適合する改修工事を完了していること。  
**【減額の期間】**  
 改修工事が完了した翌年度から次のとおり減額されます。  
 ・平成27年12月31日までに改修工事が完了…1年間

代など、保険診療外のものは対象になりません。該当する人には、後日申請書を送付します。  
 なお、低所得I・IIに該当する人が入院する場合や外来診療でも自己負担限度額が高額になる場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください。医療機関での窓口負担は限度額までの支払いとなり、入院時の食費が減額されません。※1ヶ月の医療費とは、月の1日から月末までの月単位で、保険適用になった自己負担分  
**◆問い合わせ** 国保医療課

所得割額の合計額で、被保険者一人ひとりに納めていただきます。所得の低い人については保険料の軽減措置(表1)があります。  
 保険料は、年金からの天引き(特別徴収)または口座振替等(普通徴収)により納めていただきます。  
 ▽普通徴収の場合は  
 納期は7月から翌年3月までの9回払いで、口座振替または金融機関等に直接、納めてください。  
 ▽特別徴収の場合は  
 4月・6月・8月は前々年の所得で計算した保険料(仮算定)を天引きし、10月・12月・2月で前年所得により年間分を計算し直した保険料を天引きします。  
 ただし、年金の受給額が18万円未満の人や介護保険

料と合わせた保険料額が1回の年金支払額の2分の1を超える人は年金天引きの対象となりません。  
 保険料は特別徴収が原則ですが、申請により口座振替による納付を選択できます。詳しくは、お問い合わせください。  
**被扶養者であつた人の特例**  
 後期高齢者医療制度に入するまで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であつた人は、当分の間、保険料の所得割額はかからず、均等割額も9割軽減されます。  
 ※国保や国保組合の加入者は該当しません。  
**窓口で支払う医療費**  
 後期高齢者医療制度で

高額の医療費が高額になったとき  
 ひと月の医療費が高額になった場合や同世帯の他の後期高齢者医療の被保険者に受診がある場合など、自己負担限度額を超える部分については後日、高額療養費として支給されます(表2)。ただし、差額ベッド

住宅の耐震改修工事で固定資産税額の2分の1相当額を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。  
**【減額される要件】**  
 ▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。  
 ▽平成27年12月31日までに、現行の耐震基準に適合する改修工事を完了していること。  
**【減額の期間】**  
 改修工事が完了した翌年度から次のとおり減額されます。  
 ・平成27年12月31日までに改修工事が完了…1年間

**「平和の折鶴」を募集**  
 7月1日(火)～25日(金)  
 市とピース八幡(八幡市非核平和都市推進協議会)は、7月1日(火)から25日(金)まで、平和の願いを込めて折った「平和の折鶴」を募集します。  
 市内公共施設に10枚角の大きさを折り紙と回収カゴを用意しました。折ると届け「私たちが平和の願い」世界が平和でありますように」の文字が翼に出来るように折られています。この折り紙以外で折られた鶴も

**文化庁 文化審議会**  
**「松花堂及び書院庭園」の名勝指定を答申**  
 6月20日に開催された文化庁の文化審議会は、「松花堂及び書院庭園」を名勝指定するよう文部科学大臣に答申しました。  
 「松花堂及び書院庭園」は、石清水八幡宮から移築された、江戸時代の茶人・松花堂昭乗が営んだ草庵茶室に由来する松花堂と書院を中心として、近代以降に造園された茶庭を主体とする庭園であり、その芸術上の価値および近代日本庭園史における学術上の価値が高く評価されたものです。  
**◆問い合わせ** 文化財保護課



◆問い合わせ 課税課 (0981-3127)